主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由第一点(上告状記載の上告理由中この点に関する部分を含む) について。

原判決挙示の証拠によれば、原審の事実認定は是認することができ、右事実関係のもとにおいては、上告人に過失ありとした原審の判断は正当である。

論旨は採るを得ない。

同第二点(上告状記載の上告理由中この点に関する部分を含む)について。

第一審証人Dの尋問が裁判所外における証拠調期日において施行され、右証拠調が公開されなかつたことは記録上明らかである。しかし、受訴裁判所が裁判所外で行なう証拠調は、これを公開する必要がないものと解すべきであるから、第一審の訴訟手続に所論口頭弁論公開の規定違背の違法はない。

論旨は独自の見解に立つものであつて採るをえない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	_	郎
裁判官	五鬼	上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六